

奈良県公安委員会告示第 22 号

平成 19 年 1 月奈良県公安委員会告示第 7 号（奈良県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務の公示）の一部を次のように改正し、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

平成 27 年 2 月 27 日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

本則中「第 2 条の表 5 の項」を「第 2 条の表の 6 の項」に改める。

表に次のように加える。

4	一般国道 169 号	奈良市登大路町 76 番地先から吉野郡大淀町大字土田 187 番地先まで
5	一般国道 308 号	奈良市宝来町 473 番 2 から奈良市尼辻北町 3368 番地の 1 先まで
6	一般国道 369 号	奈良市二条大路南 1 丁目 3 番 22 号先から奈良市登大路町 76 番地先まで
7	主要地方道奈良生駒線	奈良県の区域内に存する区間（奈良市大森町 52 番地先から奈良市三条大路 2 丁目 2 番 15 号先までの区間を除く。）
8	主要地方道大阪生駒線	奈良県の区域内に存する区間